

三原市男女共同参画プラン（第5次）策定業務仕様書

1 業務の名称

三原市男女共同参画プラン（第5次）策定業務

2 業務の目的

本要領は、男女共同参画社会の実現に関して、三原市のめざす方向性と取組をまとめた計画策定を行うにあたり、市民意識調査及び分析や、社会情勢の変化や現状を把握し、関係法、国や県が示す基本計画等を踏まえた男女共同参画プラン（第5次）を策定する。

計画策定に当たっては、三原市長期総合計画などの関連計画との整合性を持ったものとする。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする

4 策定方針等（現時点における考え方であり、今後変更となる場合もあり得る）

(1) 基本的考え方

ア 男女が互いを尊重し、個性と能力を十分に発揮して社会のあらゆる分野に参画できる社会の実現をめざす計画とする。

イ 多様な主体な協働により、調和のとれた男女共同参画社会の実現をめざす。

(2) 計画の目的

ア 現計画を検証し、事業の継続、見直し、追加等を整理・検討する。

イ 三原市長期総合計画（令和7年度～16年度）では、基本目標1を「ともに支え合い、ともに認め合えるまち」とし、人権尊重、男女共同参画のまちづくりを目指している。

長期総合計画との整合性を図るとともに、すでに策定されている次のプランを内包しつつ、三原市の特性を十分反映した計画とする。

- 「みはら子ども・子育て応援プラン（三原市子ども計画）」（令和7年度～11年度）
- 「第7期三原市障害者プラン」（令和6年度～令和8年度）
- 「第2期健康・食育みはらプラン」（令和6年度～17年度）
- 「第9期三原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（令和6年度～令和8年度）

(3) 計画策定の留意点

ア わかりやすく活用しやすい計画体系

イ 三原市男女共同参画プラン（第4次）（令和4年3月策定）との整合性を図ること。

ウ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村推進計画と一体のものとして策定するため、関連法の理解及び計画策定に必要な情報収集をした上で、計画の内容に遺漏がないようにすること。

エ 「働きやすい社会をめざす職場環境調査」（令和8年度、県立広島大学との協働事業にて

実施)の結果を反映した内容にすること。

(4) 計画の期間等

令和9年4月1日から令和19年3月31日までの10年間

- ・骨子部分を10年間とし、半期後にアンケート調査を行い、必要に応じて中間見直しを行うものとする。中間見直しは今回の業務には含まれない。

5 業務の内容

現時点で三原市が想定する業務の内容は次のとおりである。なお、受託者の提案を踏まえ、三原市・受託者協議の上、内容を変更する場合がある。

(1) 基本調査

ア 住民を対象としたアンケート調査の分析、整理

【留意点】

- ・三原市では、サンプル数2,000部×回答率50%程度を想定している。
(満18歳以上、80歳未満：男女1,000名ずつ)
- ・調査票の作成、印刷、封入、発送および回収用封筒の作成、郵便代支払は市が行う。
 - 調査結果の分析
 - 調査結果を基に、グラフ化する(クロス集計、国・県等データとの比較)
 - 調査結果報告書の作成
 - 第5次プランへの反映

イ 三原市男女共同参画プラン(第4次)の検証

- 三原市男女共同参画プラン(第4次)の各事業の課題、成果の整理について、検証、事業の継続、見直し、追加等の検討をする。併せて未着手事業の整理をする。

(2) 条例整備等の支援

男女共同参画に関連する法律等に、改正などの国の動きがある場合は、必要な情報等の提供支援を行うこと。

(3) 三原市男女共同参画プラン(第5次)策定支援

ア 既存文献、資料等の調査

- 三原市がこれまでに行った各種計画、アンケート調査等を活用した調査・分析を行う。
- 令和8年度「働きやすい社会をめざす職場環境調査」結果を活用した分析を行う。

イ 計画書原案及び概要の策定支援

- 前回プラン策定からの社会の変化に沿った男女共同参画の位置付けにも触れる内容・提言を含めること。
 - ・基本的方向性(理念・目標)の設定支援
 - ・計画書の構成及び体系の整理
 - ・計画書素案の作成
 - ・計画書最終案の作成

(4) 計画書・概要版データ作成

- ・受託者において、計画書・概要版としてのデザイン、レイアウト、文字校正等がすべて完成した、プリンターでページ単位での印刷が可能な状態のデータを作成すること。

6 成果品

次の成果品を提出すること。

- (1) 三原市男女共同参画プラン（第5次）計画書（PDF およびWord 等編集可能なデータ）
- (2) 三原市男女共同参画プラン（第5次）概要版（PDF およびWord 等編集可能なデータ）
- (3) 市民調査結果報告書（PDF およびWord 等編集可能なデータ）
- (4) 市民調査結果 単純集計データ 一式（CSV）
- (5) その他三原市が指示するもの

※ 成果品の電子データは、CD またはDVD-ROM による提出とする。

7 成果品の帰属

本業務で得た全ての成果品の所有権、著作権、利用権は、三原市に帰属するものとし、発注者の承諾を受けずに他に公表し、譲渡・貸与等してはならない。

8 その他

- (1) 本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない場合は、三原市・受託者協議の上これを定める。
- (2) 受託者は、三原市と連絡調整を充分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (3) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに三原市に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (4) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (5) 策定過程の計画書案等の電子データについては、三原市・受託者の双方が修正できるように、Word 等編集可能なデータで作成すること。